

平成29年2月20日

天皇の退位等についての立法府の対応について

日本のこころ 代表 中山恭子

今上陛下の御譲位の件について

今上陛下の御譲位の件につき、両院正副議長からの意見聴取に当たりまして、日本のこころを代表して我が党の考えを申し上げます。

今上陛下におかれましては、「日本国の象徴であり日本国民統合の象徴」の役割を真摯に御考慮下さり、全身全霊を傾けてお勤め頂いていることに対し、衷心より尊敬申し上げ、感謝申し上げます。

そのような陛下のお姿を拝しつつ、もっと早く、陛下の叡慮を忖度する配慮をすべきであったとの思いが致しています。

譲位の制度につきましては、大日本帝國憲法及び皇室典範制定時においても議論され、歴史を踏まえた上で、見送られた経緯があります。

現在におきましても、種々の懸念が解消されておらず、現行制度の終身制を即座に改正することには、慎重な対応をすべきであると考えています。

我が党としましては、終身制を維持しつつ、例外的に譲位を実現することもあって良いのではないかと考えています。

憲法では、「皇位は世襲のものであって、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する（第 2 条）」となっており、皇室典範の定めが必要となりますが、例外と言える個々の場合につきまして、直ちに皇室典範の本則に書き込むことには慎重であるべきです。

皇室典範の附則に例外的な譲位を認める根拠規定を置き、それに基づいて特別措置法を制定して、今上陛下の譲位を実現できるようにしては如何かと考えています。譲位は、陛下の御高齢と御負担を考慮して、その御意思に基づき、皇室会議の議を経て行われることとなります。

このような形をとれば、懸念されるようなことの防止も図ることが出来、また、終身制の原則を維持しつつ、陛下の御譲位の御意思にも十分お応え出来ると考えます。

この件につきましては、日本の歴史、伝統、文化の根源に係わる根幹的な課題であると認識しており、両院において各党間で静謐な議論の基に、一刻も早く結論を出す必要があると考えます。